

■ 基本的な考え方

建築物の廊下等は、高齢者等を含む誰もが安全かつ円滑に通行でき、容易に目的の場所まで到達できる必要があります。

そのため、車椅子が容易に方向転換できる幅や車椅子使用者とその他利用者がすれ違いができる幅を確保するほか、視覚障がい者に注意や誘導方向を伝える点状ブロック等の設置に配慮しなければなりません。

■ バリアフリー整備基準

内 容		関連条項	対象規模
一般基準	① 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか	令 11-1-1	別表第 1 (その他基準)
	②床面との色の明度差等が確保された点状ブロック等を敷設しているか(階段又は傾斜路の上端に近接する部分)※国告示の緩和あり	令 11-1-2 国告1497緩和	
	③床面との色の明度差等が確保された点状ブロック等を敷設しているか(階段又は傾斜路の下端に近接する部分)※県告示の緩和あり	条 16-1 県告示緩和	
	④必要な照度を確保し、床面、壁面及び出入口戸は色の明度差等で識別しやすいか	条 16-5	
移動等円滑化経路	◎令 11 条の規定を全て満たすこと(ただし、200 ㎡用途変更の場合は除く)	令 19-2-3 ※条 14-1-2 ただし書き	別表第 1 (その他基準)
	①幅 120 cm以上であるか(ただし、200 ㎡用途変更の場合は除く)	令 19-2-3-1 ※	
	②区間 50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか(ただし、200 ㎡用途変更の場合は除く)	令 19-2-3-2 ※	
	③末端付近は車椅子の回転に支障のない構造となっているか(ただし、200 ㎡用途変更の場合は除く)	条 19-2-2-7※	
	④戸は自動開閉等で車椅子使用者が通過しやすく、その前後に高低差はないか(ただし、200 ㎡用途変更の場合は除く)	令 19-2-3-11 ※	
	⑤授乳・おむつ替え場所を設置し、当該場所の出入口に表示しているか	条 19-2-2-1	別表第 9
	⑥次の建築物(床面積の合計が 1,000 ㎡以上)を建築する場合、乳幼児を預かることのできる部屋(託児所、キッズルーム等)を設置し、当該部屋の出入口に表示しているか ・ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場、公共体育館等、ボーリング場、遊技場	条 19-2-2-4	条 19-2-2-4
	⑦次の建築物(床面積の合計が 5,000 ㎡以上)を建築する場合、廊下等高齢者、障害者等の休憩場所を設け、休憩のための椅子、家具等を設置しているか ・ 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、物販店、ホテル又は旅館(宿泊者以外の利用がある場合に限る)、保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署、公共体育館等、ボーリング場、遊技場、博物館、美術館、図書館、ターミナル	条 19-2-2-1	条 19-2-2-1

※ 条例第 14 条第 1 項第 2 号のただし書きにより、床面積の合計 200 ㎡未満の用途変更は適用除外

■ バリアフリー整備基準の解説

<一般基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解 説	参照条文等
①床面	●表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 ※「滑りにくい材料」は、建築基準法施行令第 26 条第 1 項第 2 号と同様の措置をもとめている。（「24 滑りにくい床材」を準用する。） ●床面に絨毯やカーペットなどを使用する場合は、毛足の長いものや車椅子車輪が沈み込まないものなどの車椅子の操作に支障がないものとする。	令 11-1-1
②③ 点状ブロック	●点状ブロック等は視覚障がい者に階段及び傾斜路の位置を知らせることを目的とし、床面との色のコントラストの差により容易に識別できるものとする。 ●階段及び傾斜路の上端・下端に近接する部分には点状ブロック等を敷設する。 ●ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 ・傾斜路の勾配が 1/20 を超えない場合 ・傾斜路の高さが 16 cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない場合 ・自動車の駐車場である場合 ◇点状ブロック等の色は、弱視者が識別しやすい、黄色を原則とする。 ◇床の色が白や薄いグレーの場合は、黄色の点状ブロックを敷設すると、弱視者が識別しにくいいため、当該色を組み合わせるときは、縁取りや輝度比を確保して、認識できるようにする。	令 11-1-2(上端) 国告 1497 条 16-1(下端) 県告 219 JIS T 9251 標 2. 計画・設計の考え方
④ 弱視者への配慮	●照明設備の設置などにより、通行に支障が生じない明るさを確保する。 ●廊下等、階段及び傾斜路の床面、壁面及び出入口戸は、その存在を認識しやすいよう、色のコントラストの差を大きくする。 なお、相互に近接する部分として、三方枠や巾木などのコントラストを大きくすることでもよい。（参照：Ⅱ 施設整備の配慮事項及び設計事例集 1弱視者向けの施設整備の配慮事項及び設計事例集） ◇必要に応じて、足元灯を設置する。	条 16-5 標 2-4.2.3.3
その他 ◎壁面	◇車椅子使用者の利用が多い用途の建築物にはキックプレートを設ける。 ◇ガラスについては「02 出入口」の移動等円滑化経路の基準の◎戸のガラスを準用する。	

03

廊下等

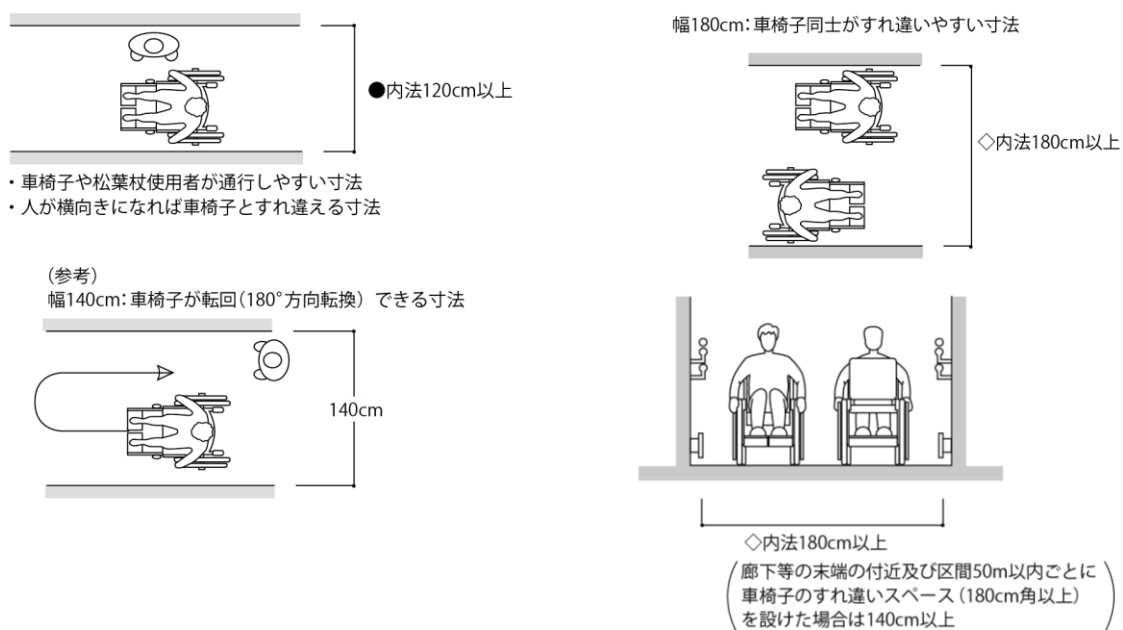
<移動等円滑化経路の基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解 説	参照条文等
① 有効幅及び動線計画	●床面には段差を設けない。 ●有効幅は、幅 120 cm 以上とする（人が横向きになれば車椅子使用者とすれ違い、松葉杖使用者が円滑に通過できる幅）。また、廊下に手すりを設ける場合は、その内側で有効幅を計測する。 ◇車椅子使用者同士がすれ違える幅 180 cm 以上を確保する。 ◇動線計画は、廊下に植木鉢、自動販売機、消火器などの設置場所をあらかじめ計画し、わかりやすく、通行しやすい連続動線とする。 ◇廊下の角や交差部分は、衝突の危険防止を図るため、できるだけ大きな隅切り又は面取りを施して見通しを良くする。（コーナーミラーの設置も可） ◇通行の妨げにならないように壁面や床面に突出物は設けない。やむを得ず設ける場合は、視覚障がい者の通行に支障とならないよう必要な措置を講ずる。 ◇廊下側に向かって開く戸を設ける場合は、戸幅以上のアルコーブを設ける。	令 19-2-1 令 19-2-3-イ 【図 1】 誘 3-1-1 標 2-4.2.3.1.1 【図 2、4】

項目	解 説	参照条文等
②③ 車椅子の転回	●50m以内ごと及び末端付近に車椅子の転回に支障がないスペース(140 cm角以上)を設ける。	令 19-2-3-Ⅱ 条 19-2-2-7 【図 5】
④ 戸の形式	●「02 出入口」の移動等円滑化経路の基準の②④戸の形式を準用する。	
⑤⑥ 子育て支援 施設	●「18 子育て支援環境の整備」の一般基準の解説を準用する。 ●「13 標識」の移動等円滑化経路の基準の解説を準用する。	【図 9、10】
⑦休憩施設	●一度に長い距離を歩行するのが困難な高齢者や障がい者等の負担を軽減するため、廊下には休憩スペースや設備(椅子やベンチ等)を設ける。また、椅子等が通行の妨げにならないよう注意すること。	条 19-2-2-Ⅰ 標 2-4.2.3.4.3 【図 6】
その他 ◎手すり	◇手すりは両側に設ける。有効幅は手すりの内側で計測する。 ◇手すりは、床上 75～85 cmの高さ(子ども用 60～65 cm)で両側に設置し、柱型等の突出部があるときは、それに沿って設ける等、できるだけ連続性を確保する。 ◇出入口付近の手すりには、手すりの端部・曲がり部分、利用居室の出入口付近等へ、現在位置及び誘導情報の点字・文字表示を行う。 ●「23 手すり」の参考とするべき項目の解説を準用する。	【図 3、7】
◎誘導案内	◇主要な居室、便所、エレベータ、階段等には視覚障がい者用誘導ブロック等、音声誘導装置などにより案内・誘導をする。 ◇廊下等の曲がり角ごとのわかりやすい位置に、誘導用の表示板を設ける。 ◇利用居室の室名表示は、「02 出入口」の移動等円滑化経路の基準の解説「◎標識」を準用する。 ◇客室の室名表示は「10 宿泊施設の客室」の一般基準の解説「◎室名表示」を準用する。 ◇表示板は「14 案内設備」の移動等円滑化経路の基準の解説を準用する。	標 2-7.2.2.1
◎防火戸	◇防火区画上に防火戸やくぐり戸を設ける場合、防火戸の形状は下枠がないものとし、車椅子使用者等の通行が可能な構造とする。	標 2-4.2.3.2

■ 参考図

図1 廊下の内法



03

廊下等

図2 廊下の整備例

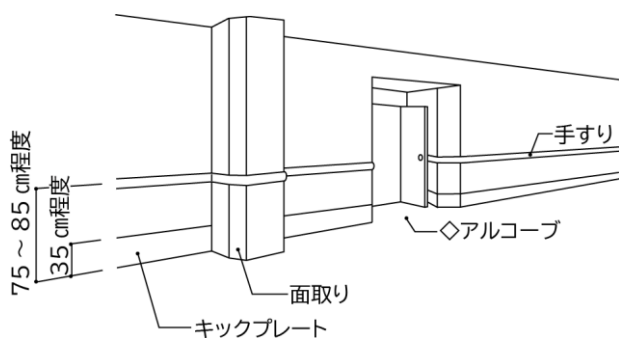


図3 廊下幅の有効と手すりの整備例

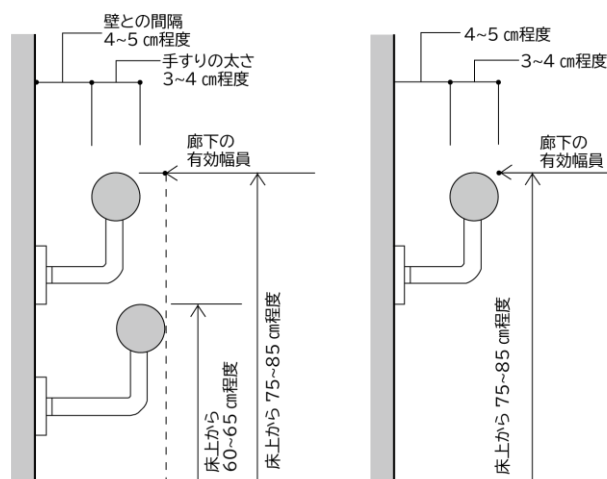
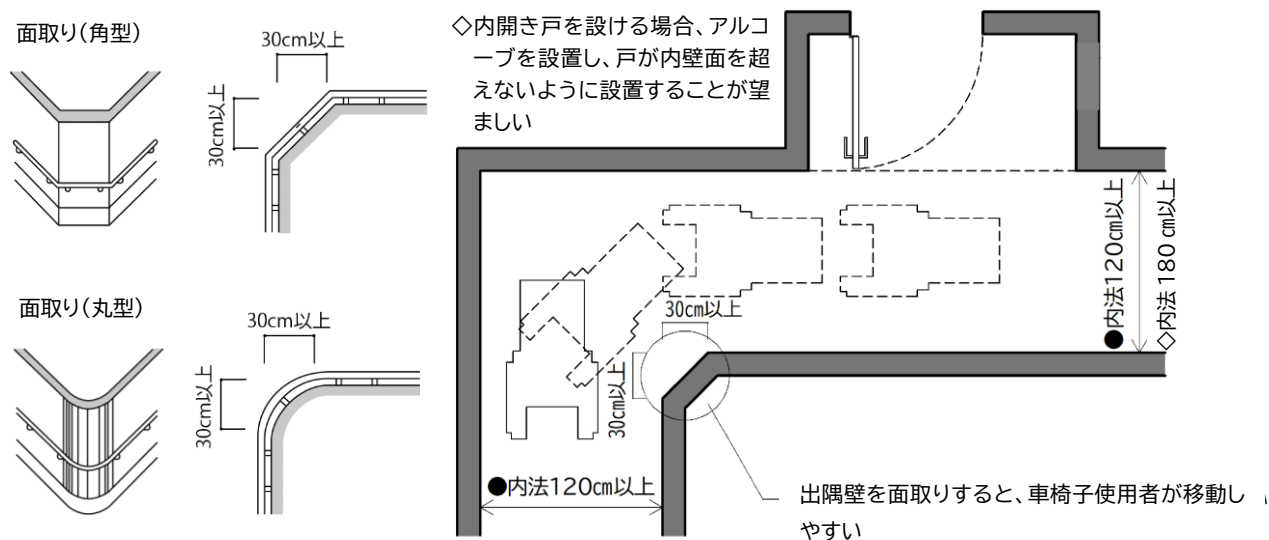


図4 廊下の面取りの例



■ 参考図

図 5 車椅子転回スペースの設置例

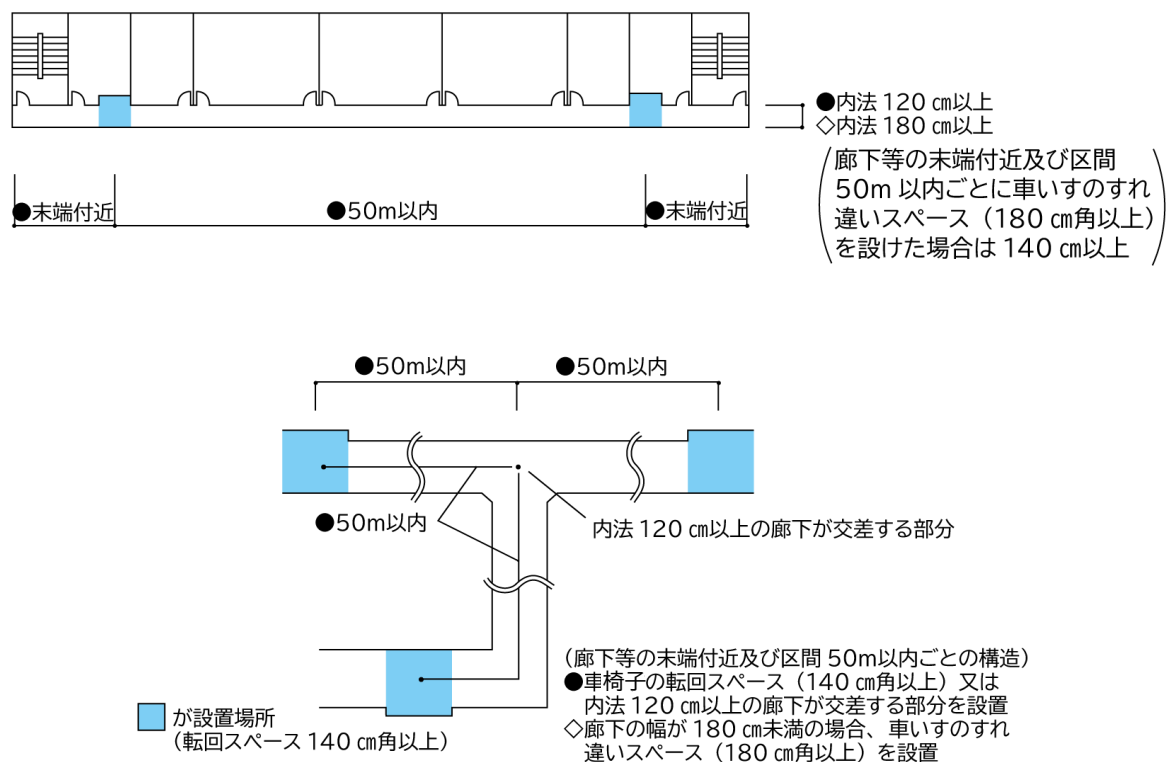
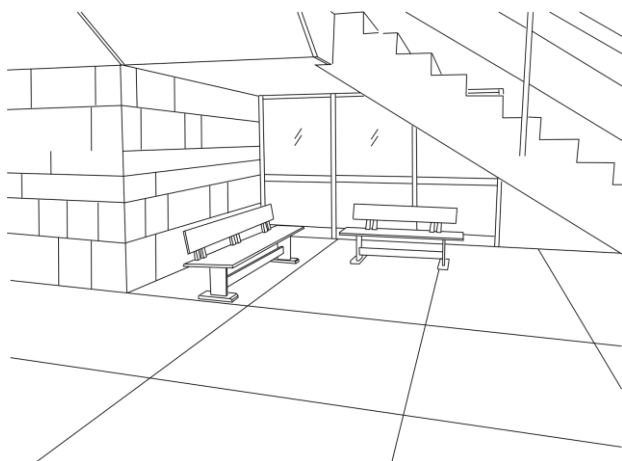


図 6 休憩スペースの例



ベンチや休憩のためのスペースは、通行の妨げにならないように配慮



図 7 手すりの設置例

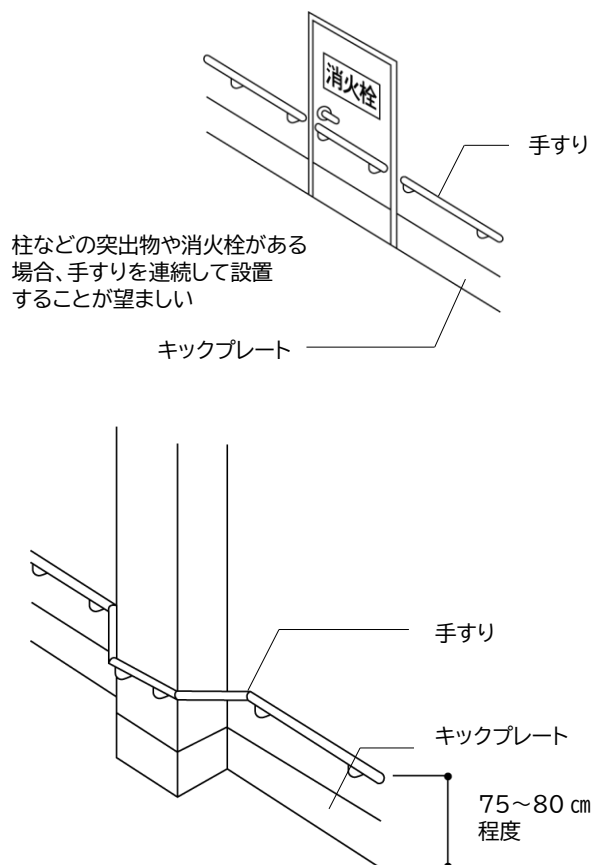


図 8 点状ブロック等の敷設位置図

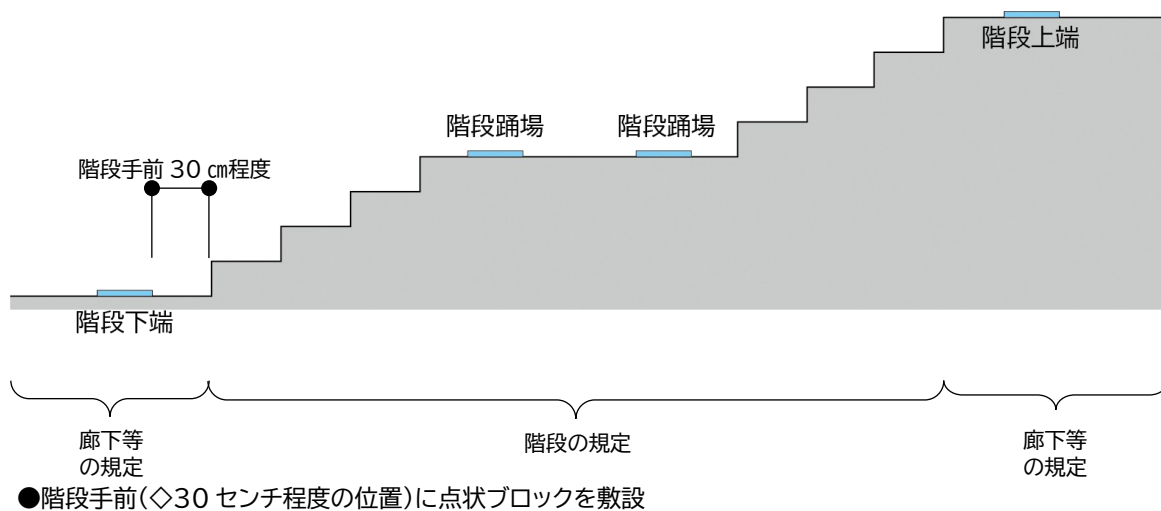
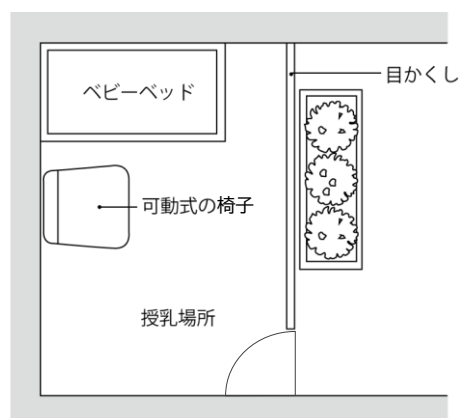
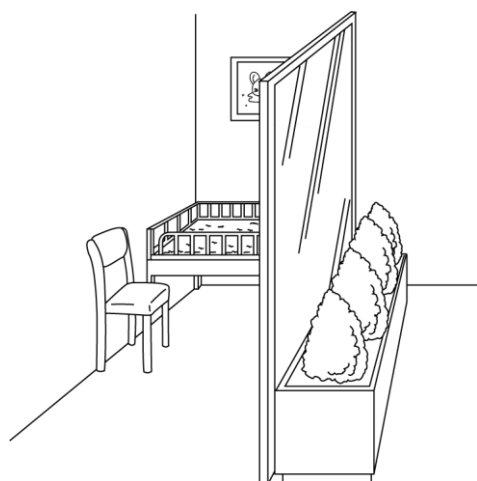
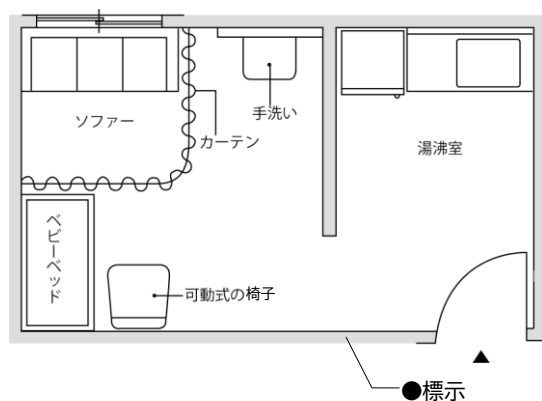


図 9 授乳場所の配置例



廊下のつきあたりなど施設の状況に応じて設置場所を検討する

図 10 授乳室の例



●出入口付近の壁に授乳やおむつ交換できる場所であることを標示。



●受付窓口等に湯せんのお湯を提供する旨を標示。

離乳食の湯せん等のためにお湯を希望される方は、窓口にお申し出ください。